

# 上十条三・四丁目地区 まちづくりニュース NO.9



上三（かみさん）ふれあい広場が開園しました。  
防火貯水槽（5 t）が埋設されました。

発行：北区十条まちづくり担当部  
（財）北区まちづくり公社  
平成11年4月発行

## 「住まいづくり・まちづくり協力員制度」が 始まります

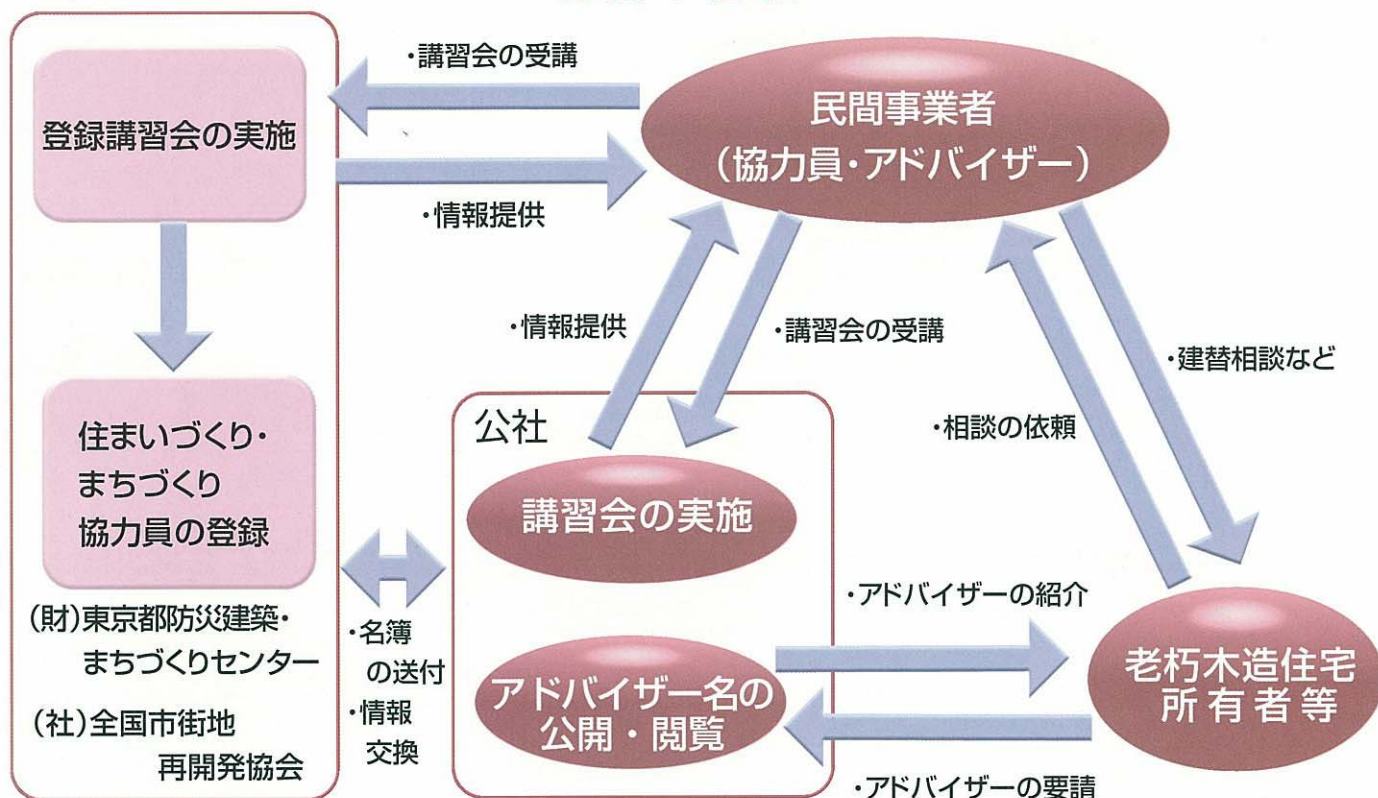
「住まいづくり・まちづくり協力員制度」は、密集住宅市街地整備促進事業の助成制度を活用した建替えを促進するため、住宅建築の専門知識を持つ民間事業者で、講習会を受講し登録されたアドバイザーが、原則として無料で建替えなどの相談に応じる制度です。

「まちづくりニュースNo. 9」では、この「住まいづくり・まちづくり協力員制度」のほか、「防災再開発促進地区」の指定、まちづくり研修会についてご紹介いたします。

# 住まいづくり・まちづくり協力員制度について

住宅建築の専門知識を持つ民間業者（建築業者・建築士事務所）を協力員として登録し、協力員である企業などの社員が講習を受けることでアドバイザーとなり、建替え等を検討されている方のご相談に応じる制度が創設されました。

## 制度の仕組み



(財)東京都防災建築・まちづくりセンターと(社)全国市街地再開発協会は、登録講習会を開催し、受講した者に対し登録証等を発行します。また、登録者名簿を作成します。

公社は、登録講習会を受講した協力員に対し、地区講習会を開催します。また、アドバイザーの名簿を地区内の皆さんに公開します。

アドバイザーは、地区講習会を受講した区の密集事業地区の範囲で、建替相談などの活動を行います。

地区内で古くなった木造住宅等の建替えをお考えの方は、登録名簿からアドバイザーを選び、建替えに関する事などについて相談することができます。

なお、相談は原則として無料です。

有料となる場合は、アドバイザーがあらかじめ文書でお知らせいたします。

# 住まいづくり・まちづくり協力員制度Q&A

Q 1

古くなった木造住宅などの建替えに関してアドバイザーに相談したいのですが...

A

北区まちづくり公社に協力員名簿があります。協力員名簿には会社名、アドバイザーの名前と主な業務内容が載っています。名簿の中から適当と思われる方を選んで連絡のうえ、ご相談ください。

Q 2

無料と有料の場合は、どのような違いがありますか？どこまでが無料の範囲ですか？

A

例えばどのような建物が建てられるか(簡単な間取りや見取り図)、そのための費用や融資・補助金・賃貸住宅の収入がどの程度になるかなどの資金計画など、建替えの目安となる基本プランについては原則無料です。実際の設計などはこの範囲には入らないとお考えください。

Q 3

実際に建替えを行う場合は？

A

話がまとまって実際に建替えを行う場合は、アドバイザーの会社に設計や工事を頼んでも良いのですが、拘束ではありません。

Q 4

アドバイザーとのトラブル(執ように訪ねてくる、話が違う等)の場合はどのようにすればよいのですか？

A

北区まちづくり公社または(財)東京都防災建築・まちづくりセンター(5466-2103)へお知らせください。

Q 5

アドバイザーに相談すると、密集住宅市街地整備促進事業の補助金を受けるとき有利になるのですか？

A

アドバイザーに相談すれば有利になるということはありません。建替える建物が要件に合えば補助は受けられます。補助の要件や内容についてはアドバイスしてもらえます。

Q 6

同じ相談を複数のアドバイザーに相談してもよいのですか？

A

かまいません。

協力員名簿は北区まちづくり公社(5993-1306)で公開・閲覧しています。

# まちづくり研修会をスタートさせていきます

上十条三・四丁目地区は東京都「防災都市づくり推進計画」の重点地区（十条地区）に含まれ、防災性と住環境の向上が課題となっています。

これまで当地区では「三・四まちづくり協議会」が中心となってまちづくりに取り組んでまいりましたが、災害時に役立つ道路の整備や、火災の延焼を食い止める耐火建築物への建替促進については、なかなか難しいのが現状です。何か効果的な方法を考えていく必要があります。

また、防災面だけではなく、これからの少子・高齢化社会を念頭において、誰もが安心して住み続けることのできるまちづくりを考えていくことも大切な問題です。

そこで、これからのまちづくりのあり方について、地区の皆さんに参加していただき、勉強・議論していく場として、このたび「まちづくり研修会」を開催していく運びとなりました。

## ★ 目的は ...

上十条三・四丁目地区の現状と問題点を改めて整理・分析し、今後の「地区のまちづくり計画」及び「まちづくりルール」について、地区の皆さんに参加していただき、議論・検討・作成していただくことを目的として開催したいと考えます。

## ★ 参加者は ...

当面は、各町会の定例役員会において、まちづくり研修会についての説明・意見交換を行わせていただきたいと思います。

その後、まちづくりニュース・まちづくり見学会などを通して、地区内にお住まいの方、あるいは地区内に土地・建物をお持ちの方に対しても参加を呼びかけ、研修会を開催したいと思います。

## ★ 期間は ...

期間は、概ね1年程度を予定していますが、まちづくりのルールづくりに時間がかかったり、ルールについての合意に時間がかかることも考えられますので、特に期間は限定していません。

皆さんが納得いくまで、議論・検討していただきたいと思います。

	平成11年度				平成12年度以降
	4月～9月		10月～3月		
研修会の開催	●	●	●	●	●...
研修会の検討事項	○地区の現状と問題点の把握 ○先進事例の見学	○まちづくり構想の検討	○整備の優先度の検討	○事業手法まちづくりのルールの検討	○まちづくりのルールの合意形成 ○一般住民への周知

# まちづくり研修会の内容

## ステップ1

### まちの現状・問題点・課題の把握

まずステップ1として、地区の皆さんにまちの現状・問題点・課題を整理していただき、上十条三・四丁目地区でまちづくりを進める上での問題点・課題を把握していただきます。

## ステップ2

### まちづくり先進事例の見学

ステップ2では、上十条三・四丁目地区と同じ事業を活用し、住民と行政が一体となってまちづくりを進めている先進事例地区を見学し、まちづくりの進め方やまちづくりを進める上で必要となる問題・課題などについて学習します。

## ステップ3

### まちづくり構想の検討

ステップ3では、これまでに把握・整理した上十条三・四丁目地区あるいはまちづくりに関する現状・問題・課題などをもとに、将来、地区のまちづくりが目指すべき姿（まちづくり構想）を検討・作成します。

## ステップ4

### 整備の優先度の検討

ステップ4では、ステップ3で検討・作成した「まちづくり構想」の中で、特に優先的あるいは重点的にまちづくりに取り組む必要がある箇所を検討します。

## ステップ5

### 事業手法の検討・まちづくりのルールづくり

ステップ5では、これまで検討してきた構想・あるいは優先（重点）箇所について、どのような事業を導入するのが良いか、またまちづくりを進める上で必要になるルールを皆さんと一緒に考えていきたいと思えます。

## ステップ6

### まちづくりのルールについての合意形成

ステップ5で検討したまちづくりのルールについて、研修会に参加していない方へ広報するとともに、その内容について合意を図っていきたくと思っています。

# 防災再開発促進地区に指定されました

平成11年1月14日に密集整備法（正式名：「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」）に基づく「防災再開発促進地区」が告示されました。

これにより、これまでの3階建て以上の共同（賃貸）住宅を対象とする建替助成制度に加えて、一定の要件を満たす防災上有効な**共同・協調建替え**については、建替え後の用途や階数に関係なく助成の対象となります。

		現在の助成制度	防災再開発促進地区の指定により追加される助成制度
現在の建物		①木造の賃貸住宅 ②建築後15年以上の木造 建築後23年以上の鉄骨造 建築後32年以上の鉄筋コンクリート造等の建築物 ※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)平成10年改訂による	除却する建築物に占める延焼防止上支障のある木造建築物(外壁・軒裏等が防火構造でないものなど)の合計が建築面積の50%以上  2つ以上の建築物 (所有者が2人以上に限る)
	敷地面積	個別建替え: 100㎡以上 共同建替え: 150㎡以上 協調建替え: 150㎡以上	共同建替え: 200㎡以上 協調建替え: 200㎡以上
建替え後の建物	構造	耐火構造もしくは準耐火構造	
	用途	半分以上賃貸住宅を含む	条件無し
	階数	3階以上	条件無し
	その他	有効な空地を確保すること 資金計画が適切であること	

上記に該当する建物を建替える場合、

- ①除却・整地等に要する費用
- ②建替えに当たり調査設計を行うための費用
- ③火事又は地震に対する安全性の確保に必要な施設の整備に要する費用
- ④延焼防止や避難上有効な空地などの整備に要する費用

などの一部が助成されます。

このニュースに関するお問い合わせは.....

北区 十条まちづくり担当部 北区王子本町1-15-22 tel. 3908-9162

(ダイヤルイン)

(財)北区 まちづくり公社 北区上十条2-27-19 tel. 5993-1306



第9号

## 平成12年度の取り組み

### ●まちづくり研修会を続けていきます！

平成11年度に5回行った「まちづくり研修会」を、平成12年度も引き続き行う予定です。先進地区の見学会や上十条三・四丁目地区内のまち歩き、ワークショップ等、皆さまに興味を持っていただけるような内容を企画していきますので、積極的なご参加をお願いいたします。

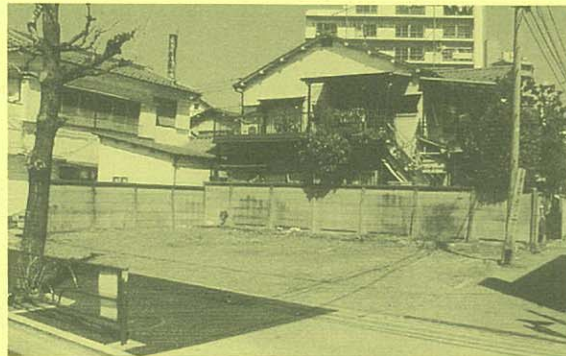


### ●上十条四丁目にまちかど広場を整備します！

区では、地区内に3ヶ所目のまちかど広場用地（面積約116m<sup>2</sup>）を取得しました。

平成12年度には、地区内にお住まいの皆さまと、どのような内容の広場として整備をしていくか、ワークショップ等の場でご相談しながら、計画づくりを進めていく予定です。

詳しい日程はあらためてご案内しますので、「まちづくり研修会」と同様、積極的なご参加をお待ちしています。



取得した用地(上十条4-12)

## 地区内で建替えをお考えの皆さまへ

- ① 地区内で古くなった住宅等の建替えをお考えの方は、北区まちづくり公社までご相談ください。敷地と道路の関係はどのようになっているか、どの程度の大きさの建物が建てられるか等のご質問にお答えします。
- ② 一定の要件にあった建替えを行う方は、建替補助制度が活用できますので、あわせてご相談ください。
- ③ 建替補助制度をわかりやすくまとめたパンフレットを作成しました。ご希望の方は、北区まちづくり公社までお問い合わせください。

このニュースに関するお問い合わせは

北区十条まちづくり担当部 (北区王子本町1-15-22) 電話:3908-9162(直通)  
(財)北区まちづくり公社 (北区上十条2-27-19) 電話:5993-1308(直通)

## 上十条三・四丁目地区 まちづくりニュースNo.10



北区十条まちづくり担当部  
(財)北区まちづくり公社  
平成12年4月発行

写真:第2回まちづくり研修会～京島地区見学会より～

### ～まちが少しずつ変わり始めています！～

上十条三・四丁目では、平成6年4月に「密集住宅市街地整備促進事業（密集事業）」によるまちづくりを始めましたが、平成7年1月の阪神・淡路大震災をきっかけとして、「防災まちづくり」への取り組みの重要性が益々高まってきました。

地区内では、平成9年度に「密集事業」により「上四ふれあい広場」を整備したのを皮切りに、10年度には三丁目にも「上三ふれあい広場」を整備しました。

また、昨年5月には、地域にお住まいの皆さんに参加していただく『まちづくり研修会』もスタートし、先進地区の見学会やワークショップ形式による勉強会も続けられています。

このように上十条三・四丁目地区は、良好な住環境を備え、災害に強いまちに向けて、皆さんの力により少しずつ変わり始めています。

### まちづくり用地を探しています！



区では広場や通り抜けができる通路を整備するための土地を探しています。

上十条三・四丁目地区内で土地の売却をお考えの方は、ぜひ北区まちづくり公社  
(TEL:5993-1308)までご連絡下さい。

# 地域の皆さまの取り組み -まちづくり研修会-

「まちづくり研修会」は、上十条三・四丁目にお住まいの皆さんに参加していただき、まちの現状や問題点をみながら、これからのまちづくりの進め方を考えていただくことを目的に、昨年5月にスタートしました。

研修会では、防災まちづくりの先進地区である墨田区京島地区への見学会や、「災害に強いまちづくりのために、私たちに何が出来るか?」についてワークショップ形式での話し合いなどを行いました。

ご参加いただいた皆さまからは、「防災に対する意識が変わった」、「災害に強いまちづくりのためにもっと一生懸命取り組むべきだ」などの積極的なご意見も多数いただきました。

- 第1回(平成11年 5月) … 地区の現状と課題について
- 第2回( // 7月) … 墨田区京島地区への見学会
- 第3回( // 10月) … 地区の位置づけやまちづくり構想について
- 第4回( // 12月) … 災害に強いまちづくりのため、私たちに何が出来るか?
- 第5回(平成12年 3月) … 災害に強いまちづくりのため、先ず何をすべきか?

## ●京島地区への見学会

木造住宅等が密集している墨田区京島地区では、昭和50年代よりまちづくりの取り組みを始め、これまでに主要生活道路(幅員6m)の拡幅整備、まちかど広場の整備、古くなった木造住宅の建替え等、様々な取り組みを進めてきており、同じような状況の上十条三・四丁目地区にとって、いろいろな面で勉強になりました。



京島地区見学会

## ●ワークショップでまちづくりを学ぶ!

ワークショップでは、この地区にとって「私たちに何が出来るか?」、「そのために、まず何をすべきか?」などをテーマとして、グループに分かれて話し合ったり、アイデアを出し合ったりしながら、災害に強いまちづくりについて考えました。



第4回研修会より



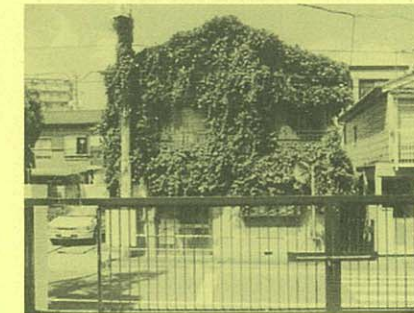
第5回研修会より

- ★ワークショップ参加者の生の声
- ・建替えの時はセットバックに協力をする
  - ・隣り近所にも声をかけて出席するようにしたい
  - ・防災マップを作りたい
  - ・狭い道路を広げ、ブロック塀を無くすべき

# 密集事業による建替補助制度適用第1号が完成!

地区内では密集事業による建替補助制度を行っていますが、このほど建替補助制度適用第1号の建物が完成しました。

建替えを終えたTさんに、感想をお聞きしました。



建替え前



建替え後

狭い土地で小さい家を二軒建てるよりは、補助金制度を利用して、お隣と一緒に建てる大きな家が建てられるので、本当に有り難い。

ただ、みんながより簡単に利用できるようになると、もっと良いと思います。

(平成12年3月、Tさん談)

# 上三ふれあい広場の開園式を行いました!



「上三ふれあい広場」は、平成11年4月に開園して皆さまに利用いただいておりますが、これと隣接した消防団倉庫が完成したのを機に、平成12年2月19日(土)に開園式を行いました。

これからは、地域の人々の憩いの場として、さらに親しまれる広場となっていくことが期待されます。



# まちづくりニュース

発行/北区十条まちづくり担当部  
(財)北区まちづくり公社

## ◆平成12年度の主な活動◆



- 12年4月 主要生活道路沿道権利者アンケート調査
- 5月 「三・四まちづくり協議会」役員会、総会
- 6月 上四虹ひろばワークショップ (4回開催)
- 7月 主要生活道路沿道権利者アンケート調査結果報告会(～8月 4回開催)
- 8月 まちづくり研修会(第6回)「まちづくりルール」
- 11月 まちづくり研修会(第7回)「先進地区見学会」
- 12月 まちづくり研修会(第8回)「まちづくりの目標・道路整備」
- 13年2月 まちづくり研修会(第9回)「まちの住環境を守るためのルール」
- 3月 まちづくりニュース(No.11)発行  
建替相談会

## ◆◆◆お知らせ◆◆◆

### ■住宅金融公庫の融資要件の緩和は平成14年度融資申込みまでです

密集事業の助成を受けて建て替える方には、住宅金融公庫のファミリー賃貸住宅融資の要件が緩和されます。

例)

敷地面積 500㎡以上	1戸当たりの床面積が 50㎡以上125㎡以下
▼	▼
100㎡以上に緩和	世帯用住宅37㎡以上120㎡以下 単身用住宅21㎡以上に緩和

詳しくは、住宅金融公庫までお問い合わせください。  
住宅金融公庫賃貸融資課 電話:5261-5480

### ■公有地法に基づく申し出面積が変わりました

防災再開発促進地区(上十条三・四丁目地区が該当します)の区域内で、公有地法に基づき区や都などに土地の買い取りを申し出る場合の面積が変わりました。

申し出面積 100㎡→50㎡

公有地法の適用により、契約が成立した場合は、税法上の優遇措置(譲渡所得の特別控除額1,500万円)を受けることができます。

### ■まちづくり用地を探しています!

区では、広場及び主要生活道路の拡幅整備並びに通り返りができる通路を整備するための土地を探しています。上十条三・四丁目地区内で土地の売却をお考えの方は、ぜひ、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

上十条三・四丁目地区まちづくりニュース No.11

発行:平成13年3月

お問い合わせ先

北区十条まちづくり担当部

北区王子本町1-15-22

電話:3908-9162(直通)

(財)北区まちづくり公社

北区上十条2-27-19

電話:5993-1308(直通)



このパンフレットは、再生紙を利用しています。

### ワークショップ

ご参加  
ありがとうございました

### ■「どんな広場がいい？」をみんなで考えました

広場でこんなことをしたい、あったらいいと思うもの、植えたい木などについて、グループに分かれて話し合い、アイデアをもとにつくった模型を見ながらさらに検討を行いました。

また、上十条児童館では、小学生の皆さんに「こんな広場が欲しいな」をテーマに絵を描いてもらいました。

「シンボルツリーを植える」、「万年壩を垣根&フェンスに替える」、「花壇・すべり台をつくる」、「消防水利、防災倉庫を設置する」、「維持管理は四丁目町会が中心となって行う」など、話し合った内容や絵をもとに基本計画をつくりました。



ワークショップに参加してくれた上十条児童館の子供たち

～ワークショップは、このように進めました～

●第1回ワークショップ

広場の使い方、広場に欲しいもの、広場の名前などについてグループ毎に話し合い、アイデアを発表

●第2回ワークショップ

第1回アイデアをもとに作成した2つの模型について、比較検討。シンボルツリーや花壇、防災倉庫の作り方などについて意見発表

◆上十条児童館ワークショップ

小学校1～6年生から、広場に欲しいもの、広場のイメージについて絵を描いてもらい、それらを参考に計画を検討

●第3回ワークショップ

第2回で検討した内容をもとに、事務局が計画案を提示。一部内容を変更修正して、基本計画案として区に要望することを確認

みんなで考えた

「上四虹ひろば」

まもなく完成へ



基本計画 模型写真

OPEN!!

世田谷区  
太子堂  
二・三丁目地区

見学しました

三・四まちづくり協議会では、世田谷区太子堂二・三丁目地区を見学しました。この地区は、東急田園都市線三軒茶屋駅の北側に位置し、20年以上もまちづくりに取り組んでいる「まちづくりの先輩」地区です。

太子堂のまちづくりは、修復型(できるところから道路・広場づくりなどを進める)と住民参加(多くの人の意見を聞きながら、住民と行政がともに考え、行動する)のまちづくりが特徴です。



広場第1号「トンボ広場」にて

二十年の歴史を持つ  
まちづくり先進地区を見学しました

■太子堂二・三丁目地区のまちづくり・・・こんなまちづくりが進められています



●消防車などの緊急車両が通れるようにするため、道路の拡幅を行っています

計画路線沿いの建物は、建替えのときに計画線まで後退しています。建替えが進んでいくことにより、道路も広がっていきます。

●行き止まりを通り抜けできるようにするために、小さな広場を整備しています

どんな広場がいいかを住民と区で話し合い、トンボ広場、だんだん広場など、特徴のある広場が整備されています。住民の皆さんの手によっていつもきれいに清掃されています。



まちづくり協議会副会長の梅津さんにお話をうかがいました。「行政まかせでなく、人と人とのつながり(ソフト)を大事にしてまちづくりを進めています」と話していただきました。

●区とまちづくり協議会、住民が話し合ってまちづくりを進めています

参加された方々の

声

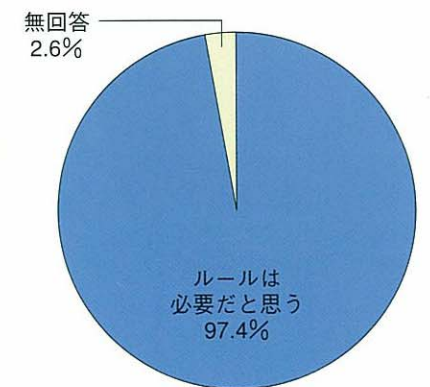
太子堂二・三丁目地区見学会に参加された38名の方々に、アンケート調査にご協力いただきました。「まちづくりに住民が参加した方がいい」、「上十条にもルールは必要だと思う」といった意見を多くいただきました。(回答者数38)

そのほか、いろいろな感想を寄せていただきました。ご協力ありがとうございました。

自由意見(抜粋)

- ・上十条らしいまちづくりを希望する
- ・参加して良かった
- ・きれいに手入れされていた
- ・住民と関係者の努力・話し合いによって良いまちづくりになった

上十条にもルールが必要だと思いますか?



## 主要生活道路

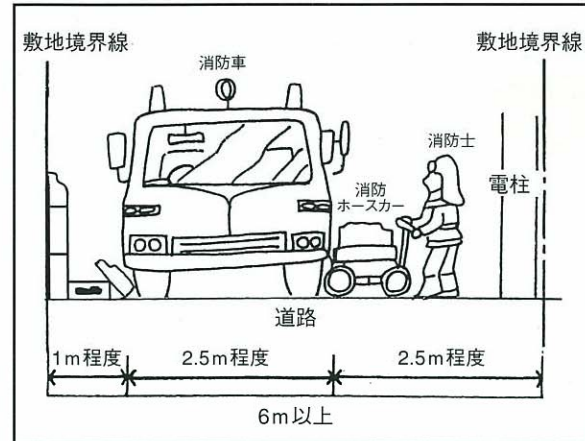
整備にご協力ください

これから権利者の方々と話し合いを持ちながら、整備を進めます

### 災害時には、幅員 6 m以上の道路が必要です

災害が起きても、消防車が通ったり、円滑に消防活動を行うためには、右の図のように道路幅が 6 m以上あることが必要です。

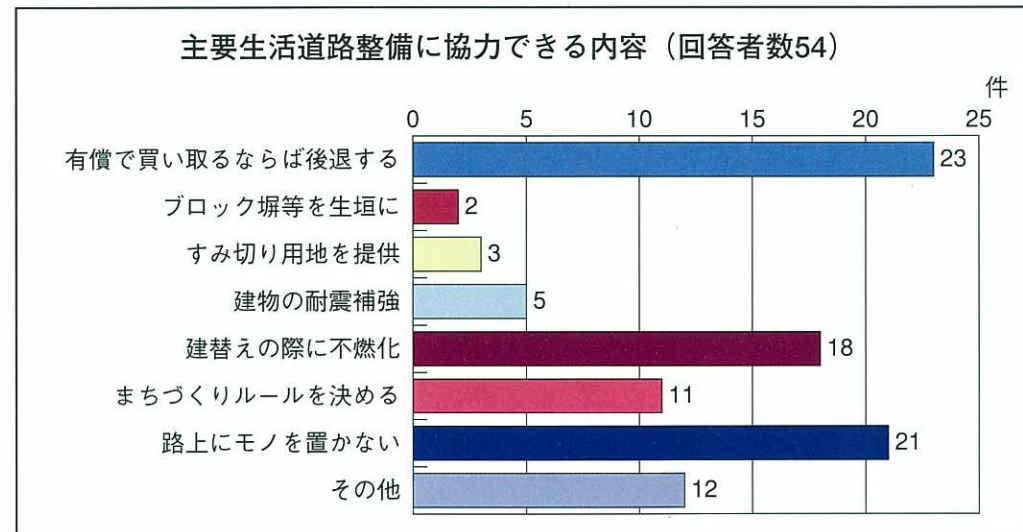
まちづくり計画では、このような災害時に消防・救護・避難に役立つ道路(主要生活道路)を地区内に 5 路線整備する計画です。



災害時消防活動必要幅員

### アンケート調査を実施しました

主要生活道路の沿道権利者の方々に、アンケート調査にご協力いただきました。「主要生活道路を整備するとした場合に、協力しても良い」内容としてお答えいただいた結果は、下のグラフのようになりました。



### 沿道権利者の方々のご意見をお聞きしています

主要生活道路の計画を知っていただき、関係権利者の方々のご意見をお聞きするために、昨年7月から8月にかけて、主要生活道路沿道権利者アンケート調査結果報告会を開催しました。

いろいろなご意見をいただきましたが、今後もさらに多くの方々と話し合いをしながら、道路整備を進めていきたいと考えています。

密集住宅市街地整備促進事業におけるまちづくり計画(7ページ図面参照)では、5路線を主要生活道路として位置付け、拡幅整備を行っていく予定です。

## まちのルール

(地区計画)って何でしょうか?

建物の建て方や道路・公園のつくり方などを法律に基づいて定めるものです

### 法律を守って建替えをすれば、

良いまちになるとは限りません

建物を建てる時には、都市計画法や建築基準法などの法律を守ることがありますが、全国一律の法律を守った建替えが進んでいくと、なじみのある街並みが変わらずに守られたり、地区にふさわしい建物が建つかいとうと、そうとも限りません。例えば、

- 相続などを契機に敷地が分割されて小さくなる → 日当たりや風通しが悪くなる
- 建物が建て詰まる → 延焼火災の危険性が高くなる
- 自由な建替えが進む → 消防活動や避難に必要な道路の整備が難しくなる

など、まちの住環境や防災性能が悪化していく恐れがあります。

### 「こんなまちにしたい」を実現するためのルールづくり

地区計画というルールは、建物の建て方や道路・公園のつくりかたなどを定めるものですが、たくさんある項目の中から、地域の特性に合ったものを選んで定めることができます。「住環境を守って住みよいまちにしたい」、「災害に強いまちにしたい」などの実現のために、一定の規制がかかります。

- ルールに定められる項目の例
- ・ 建物用途の制限
  - ・ 建物の形や色の制限
  - ・ 建物高さの限度
  - ・ 壁の位置の制限
  - ・ 建物の構造の制限
  - ・ 道路・公園の位置や規模など

三・四丁目でも検討しています

ルールをつくり、守ってさらに良いまちに

### まちのルール(地区計画)

「災害に強く住みよいまちづくり」の実現のために、現在三・四まちづくり協議会では、まちづくり研修会の中で「まちのルールづくり」について検討しています。

ルールがある場合とない場合の比較などを勉強し、ルールをつくってまちづくりを進めていった方が良いのかどうかを考えています。

たくさんの方々のご参加をお待ちしています。



まちづくり研修会の様子

## ■ 建替補助制度を活用した 建替え(第2号)が完成



建替え前



建替え後

密集事業の建替促進補助を活用した建替え第2号が完成しました。木造の住宅を、鉄骨造の店舗+自己用住宅+賃貸住宅に建て替えられたKさんに感想をお聞きしました。

### INTERVIEW 補助制度を活用してみてどうでしたか？

- 補助制度を活用して、資金的に非常に助かりました。また、地主さんのご理解、ご近所の方、設計事務所、工務店など多くの方のご協力をいただいて感謝しています。
- 建替えを考えている方は、建替え相談会に参加して、相談されてみてはどうでしょうか。
- 補助金の支払時期や補助要件がもう少し使いやすくなれば、もっと良いと思います。

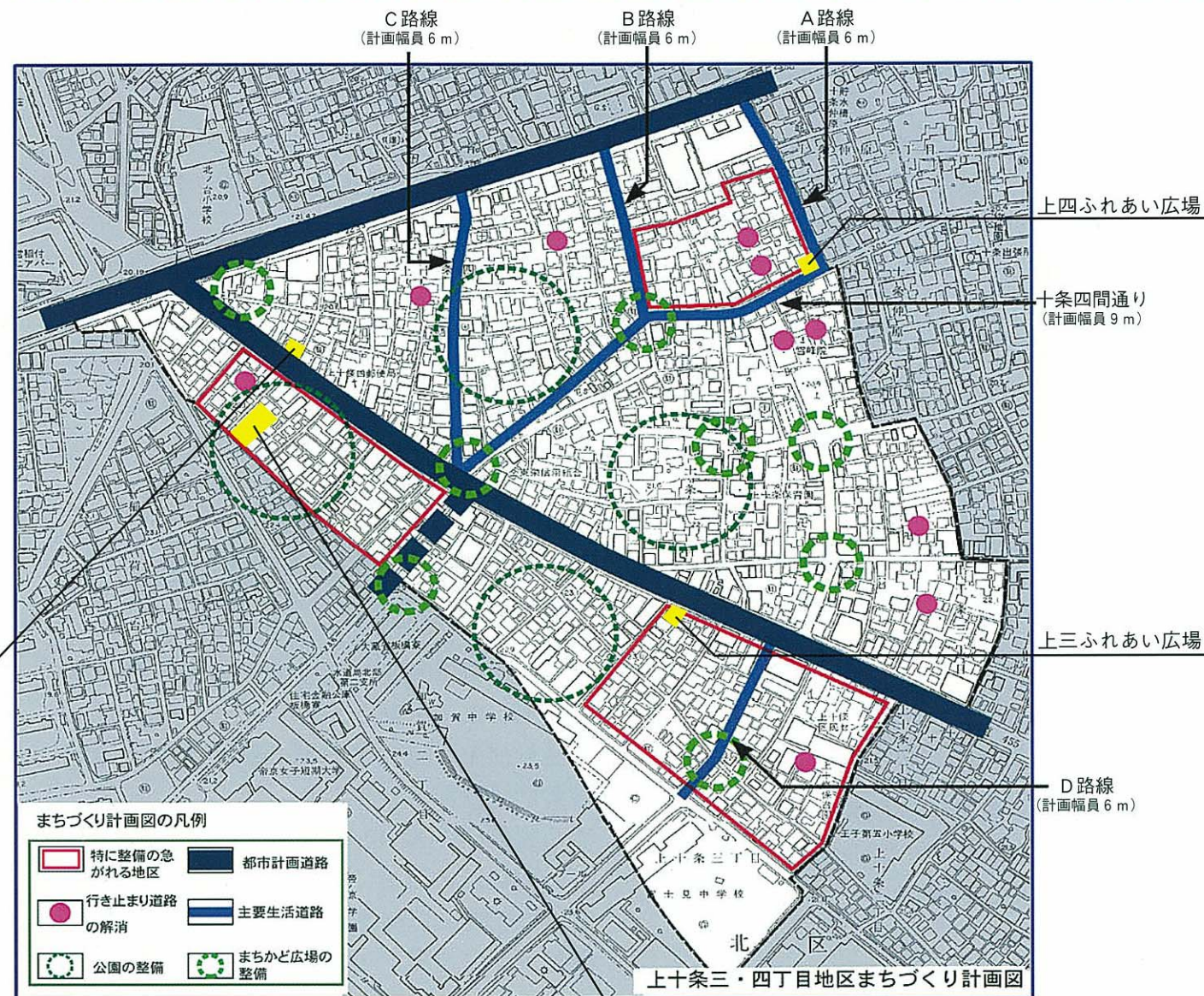
## ■ 「上四虹ひろば」が まもなく完成します



工事中の「上四虹ひろば」(上十条4-12)

皆さんに参加していただいたワークショップで、どんな広場にするかを考えた「上四虹ひろば」がまもなく完成します。

シンボルツリーや花壇への水やりのための雨水を利用した水槽などとともに、消防水利、防災倉庫などを整備しました。地域の防災拠点として「万一」に備えます。



## ■ 公園用地を取得しました

### ワークショップに ぜひご参加ください

上十条四丁目に、公園用地を取得しました。防災機能を持った公園に整備したいと考えていますが、どんな公園にしていったら良いかを考えるワークショップを4月に降ります。ぜひ、ご参加ください。皆さんに愛される公園をめざしていきます。

所在地 上十条4-17  
面積 493.13㎡(約149坪)



皆さんを待っている公園用地

まちづ  
くりが  
進んで  
います